

## 横浜市研究補助金返還措置に関するお知らせ

この度、当社が過去に受給しました研究補助金に関しまして、支出元である横浜市より不正受給との認定がなされ、受給額の一部について返還を要請されました。当社としましては、何ら不正の事実はないものと認識しておりましたが、横浜市の指摘を真摯に受け止め、取り消し決定を受けた一部金額について返還することと致しました。

その後、このような事態に至った経緯を正確に把握するため、社内資料の精査ならびに関係者からの聞き取り調査等を慎重に進めて参りました。その結果、極めて遺憾ながら、過去において、軽率かつ不適切な会計処理がなされていた事実が判明いたしましたので、ここに経緯と当社の対応をご報告いたします。

当社としましては、再発防止に全力を挙げることはもとより、これまで必ずしも十分でなかった内部統制機能を強化して行く所存です。関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

また、繊細かつ複雑な問題を孕んだため、これまで一切のコメントを差し控え、慎重な対応に終始して参りました。その結果、このようにご報告が大変遅れましたことを、あわせてお詫び申し上げます。

### 1. 平成 20 年度横浜市 S B I R ものづくり補助金について

#### 概要

食用油等からバイオディーゼルを作る際に廃棄物として大量に生成する廃グリセリンを有効活用するための技術開発に関する補助金です。

本事業に関し研究消耗品として購入、使用した補助対象経費について、横浜市が独自に調査を行ったところ、一部に実際と異なる費用処理が認められるとして返還を求められました。本調査は平成 23 年度同補助金の不正受給（後述）指摘に関連して行われたものです。

#### 補助金の詳細

申請事業経費：9, 292, 747円（諸税別）

（内訳）

原材料・副資材：973, 580円

外注費：1, 734, 700円

産業財産権経費：261, 500円

技術指導導入費：1, 813, 841円

直接人件費：4, 509, 126円

補助金受領額：5, 152, 000円

返還する金額：615, 688円

## 経緯および対応

本経費処理に関しましては、担当者が既に退職していることから、取引先への聞き取り調査ならびに社内保管伝票により精査いたしました。

指摘を受けた内容は研究試薬及び研究消耗品に関する取引についてです。これに関する納入業者との当該年度の取引は、総額で400万円余りでしたが、調査の結果、これを90万円余りに圧縮して補助対象経費として計上していた事実が確認されました。これは、数多くの取引の中から、必ずしも直接的に本補助事業に使用されていない汎用試薬や汎用消耗品を除外し、確実に本事業に使用された物品のみを抽出した取引伝票の再発行を依頼する方法によるものです。補助事業への支出相当であることは事実ですが、圧縮した再発行伝票は改竄にあたりと認定されたものです。

当時の人員構成上、経理処理を発注者でもある研究員に兼任させておりましたが、膨大な補助金申請書類を短期間に完成させるために、このように軽率な方法で作業を簡素化したものと推察されます。担当者に研究以外の過大な業務負担がかかったことは否定できず、本件は管理責任上の問題でもあると認識いたします。一方で、本行為に基づく不適切な利得等の発生も考えられないことから、本事案につきましては、事実関係の解明にとどめ、これ以上の追及は行わないこととしました。

なお現在は、社内規定により、研究員は資金管理に従事しないこととなっており、このような事案は再発しない体制となっております。

## 2. 平成23年度横浜市SBI Rものづくり補助金について

### 概要

アレルギー検査を高速かつ簡便に行う診断システム開発に関する補助金です。

本事業に関し研究消耗品として購入、使用した補助対象経費について、横浜市が独自に調査を行ったところ、一部に物品購入の事実が確認されないとの指摘を受けたものです。

後日、横浜市より説明を受けたところでは、匿名の告発書にもとづき本調査が行われた模様です。

### 補助金の詳細

申請事業経費：6,863,568円（諸税別）

（内訳）

原材料・副資材：4,010,316円

産業財産権経費：469,800円

調査費：12,380円

直接人件費：2,371,072円

補助金受領額：4,189,000円

返還する金額：1,620,601円

## 経緯および対応

指摘の物品購入等について再度確認したところ、当社内においては適正な会計処理が行われておりました。しかしながら、横浜市が取引先より入手したとする資料と社内資料が一致していない事実指摘があったため、当該補助金について返還を申し出たものです。なお、本経費処理の担当者は既に辞任しており、匿名とされる告発書に記載の内容についても当社は開示を受けていないため、どのような根拠により横浜市が不正受給として公表したのかは確認できておりません。

一方で、事態の重大性を鑑み、問題発覚後、特に慎重な調査を行って参りましたところ、概ねの事実関係を把握することができました。専門家を交えて対応を協議したところ、法的措置を取らざるを得ないとの結論に至りましたので、本件により当社が被った総合的な損害を算定のうえ、法的決着を図ることとしております。

### 3. 当社に対する報道について

一部新聞記事によれば、あたかも当社の資金繰りが悪かったために不正受給を行ったかのように報道されておりますが、この点を横浜市の担当者（ものづくり支援課今宮佳浩課長）に直接問い合わせたところ、本人はこのように言及しておらず、記者が勝手に書いた記事であるとの説明がありました。複数の新聞社が異口同音にこのような事実無根の記事を掲載していることに対しては、何らかの悪意が働いたものと考えざるを得ません。

そもそも事業の性質上、当社の資金需要は研究開発費用がほとんどであり、そのまま研究に充当できる補助金を他に流用するような動機が存在しません。また、実際に補助金を受領するには、事業経費の一時建て替えが必要であり、自社負担分としても相当額を拠出しています。この制度では、資金余裕がないほど過大請求などが困難な構造となっておりますので、報道が的確でないことをご理解いただけるものと考えます。

また、同様に横浜市が刑事告訴を検討しているなどの事実無根の記述も見受けられません。結果的に不適切な費用処理があったことについて責任を逃れるものではありませんが、これについては当初より返還を申し出ているのであり、当社が何らの不当な利得を得たものでも、それを図ったものでもなく、当社が刑事告訴を受けるようなことはないと考えます。横浜市の担当者からも、そのような言及はしておらず、刑事告訴の予定もないとの回答を得ております。

このように新聞という公共の媒体が、何ら事実確認することもなく、不当に当社のマイナスイメージを浮き立たせる報道を行ったことは極めて遺憾です。このような行為は、当社の研究開発成果が必ずや社会に貢献すると信じ、日夜研究に邁進する従業員や共同研究者、ひいては当社を応援する多くの関係者の誠意を踏みにじることに他なりません。言うまでもなく、当社の事業は人類共通の利益を追求することであり、いかなる悪意にも屈することはありません。

（※）横浜市代理人から事実誤認の指摘があったため表現を訂正いたしました。（平成 27 年 12 月 1 日）

#### 4. 今後について

一方で、このような事態を招く社内体制にあったこともまた事実であり、公的資金の扱いにあたって当然求められる厳格な管理が実施されておりました。本件に関しては、社会的責任を痛感し、社を挙げて猛省するところです。今後は、社内規定等の厳格な運用に努めるとともに、組織構成上も内部統制の強化を図ることといたします。

また、研究開発においては、真に人類の健康に貢献できる製品開発を推し進めて行く所存ですので、変わらぬご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 10 月 29 日

株式会社メタボスクリーン  
代表取締役 関澤隆一